平成２２年（フ）第２８号
千葉県袖ケ浦市のぞみ野121番地11
債務者　蛯沢　明子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第３５号
千葉県木更津市畑沢南１丁目17番25号
債務者　市原　満彦
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２５２号
愛知県海部郡大治町大字花常字郷浦28番地の１　ピュアハウス花常Ｂ号室、住民票上の住所愛知県海部郡大治町大字花常字郷浦28番地の１
債務者　小坂田雄司
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９２号
愛知県瀬戸市下陣屋町26番地の２　レインボー第２尾張瀬戸804
債務者　一木策千重
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１０号
名古屋市瑞穂区片坂町１丁目７番地　エステートツゲⅠ206号
債務者　柏櫓　公里
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１５号
名古屋市中川区荒子町字大門東78番地　サンパティオ荒子103号
債務者　戸野部勅春
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１号
愛知県豊田市美山町４丁目37番地　アークセカンド502号
債務者　工藤　　弥
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
愛知県岡崎市岩津町字車塚70番地　市営天神荘４―205
債務者　興梠　保則
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
堺市西区山田１丁1149番地　エンフィールド山田Ⅱ102号
債務者　松永さつき
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
堺市北区中百舌鳥町６丁1040番地38　楠本ハイツ202号
債務者　大空　一年
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
大阪府松原市岡２丁目８番２―403号
債務者　高橋　詔一（旧姓橘）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
大阪府富田林市中野町３丁目３番10号　旭ヶ丘マンション13号室
債務者　池田　幸夫
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
大阪府羽曳野市向野３丁目６番５号
債務者　荒木　貴次
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
大阪府河内長野市喜多町90番地の11
債務者　藤田　佳子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
岡山県倉敷市川入603番地１　ウォータムヒルⅡＣ101
債務者　高尾　光裕
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
札幌市中央区伏見４丁目５番７―205号
債務者　森田　潤一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１４号
札幌市西区山の手２条４丁目１番26号　クリオ山の手壱番館404号山崎方
債務者　長田　六男
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部